

THIS REPORT CONTAINS ASSESSMENTS OF COMMODITY AND TRADE ISSUES MADE BY USDA STAFF AND NOT NECESSARILY STATEMENTS OF OFFICIAL U.S. GOVERNMENT POLICY

Voluntary _ Public

Date: 7/14/2017

GAIN Report Number: JA7093

Japan

Post: Tokyo

Second Review Meeting for GE Food Labeling Requirements

Report Categories:

FAIRS Subject Report Biotechnology - GE Plants and Animals Agricultural Situation

Approved By:

Christopher Riker

Prepared By:

Suguru Sato

Report Highlights:

On Tuesday, June 20, 2017, the Consumer Affairs Agency (CAA) of the Government of Japan (GOJ) held the second review committee meeting for the labeling of food containing genetically engineered (GE) food and ingredients. This meeting focused on the views and concerns of representatives from consumer groups and included a presentation from an expert on consumer surveys in Japan.

General Information:

The CAA announced during the first committee meeting of food containing genetically engineered GE food and ingredients (see <u>JA7067</u>) that the next committee meeting would include a presentation from stakeholders representing consumer groups and experts on consumer surveys. On Tuesday, June 20, 2017, the CAA held the second review committee meeting which included presentations from the following four individuals:

- Ms. Kaori YAMANE, Japan Housewives' Federation (in Japanese, http://www.shufuren.net/)
- Ms. Mutsuko NIMURA, Japan Consumer Co-Operative Union (http://jccu.coop/eng/aboutus/index.php)
- Ms. Michiyo KOKETSU, Consumer Union of Japan (http://www.nishoren.org/en/)
- Ms. Maki MORITA, Consumer Research Institute (in Japanese, http://nacs.or.jp/kennkyu/member/morita/)

The speakers' presentation materials are attached at the end of this report (in Japanese, and also available on the CAA's website at:

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/genetically_modified_food.html)

Presentation summaries fell into two categories: speakers seeking expanded requirements and speakers seeking limited expansion of the requirements, if any.

Speakers Seeking Expanded Requirements

- Consumer requests to change the current GE labeling regulations to allow for stricter labeling is high. The threshold should be changed to 0.9 percent (equivalent to the European Union), and all foods should be subject to GE labeling.
- Many consumers do not understand the intent of (current) GE labeling or the prevalence of GE foods. Not labeling food oils produced from GE crops is deceiving to consumers.
- For a consumer's right to know, traceability systems should be established so industry can identify the source by the documentation associated with the products through distribution.
- The Food industry should absorb the increased cost associated with a new/modified identity preservation (IP) handling system.
- It is understandable that non-GE foods cost more than GE food.
- Research and surveys on consumer demands has, thus far, been insufficient.
- Based on the example of other countries, a wider scope of foods for which GE labeling is required should be possible. Also, because the EU can function with a GE threshold of 0.9 percent, Japan should be able to do so as well.
- "Non-GE" labeling is not necessary. What consumers want is a "GE" label when it is incorporated.
- Currently, consumers believe GE ingredients are not used if there is no GE labeling. Therefore, requiring all foods to label GE origin is an important first step.

CAA Comment

• The EU's traceability system makes it possible to verify up to the most upstream source of distribution or the source of ingredient. It has been done in Germany and in France.

Speakers Seeking Limited Expansion of the Requirements, If Any

- Prior to discussing stricter rules, it is important to verify and evaluate how current GE labeling regulation is functioning. After, we should discuss what can be done to improve the labeling system for consumers.
- It is important to articulate that GE labeling is not about safety, though it is important for consumer choice. GE labeling should be clearly differentiated from other important labeling on health issues, such as allergy warnings.
- There is a wide gap between consumer understanding of GE labeling and reality which needs to be addressed. More consumer education and risk communication needs to be provided.
- In addition to the importance of feasibility for the industry, it is also important that abuse of the system is prevented.
- Inspection and monitoring is a mandatory element of a labeling system's functionality. Therefore, it is very important to have a scientific verification method. It would be reasonable to consider expanding the scope of labeling to those foods from which DNA is detectable, and which are identified in CAA's survey conducted in JFY2016 (see JA7067). Limiting labeling to scientifically verifiable products is important from the view of reliability, feasibility, and international consistency.
- The feasibility should be evaluated based on 1) the impact to the industry of lowering the threshold from five present, 2) the possibility that there is not a functional verification method for food products from which novel DNA/protein cannot be extracted, and 3) how far (upstream) the IP handling documents can be obtained (and if the document is verifiable).
- Lowering the threshold is a very delicate and complicated issue, and, therefore, requires full deliberation and discussion.

Comments from the Committee Members¹

- It is important to be aware that (strict) IP handling will increase costs.
- It is important to consider the feasibility (of IP handling) if the threshold for non-GE is lowered from five percent.
- It would be important to verify the cost increase (by stricter IP handling). After, we need to study if the related price increase is tolerable for consumers.
- Need to consider it will cause increased costs for the consumers who are accepting or indifferent to GE.
- It is important to note that the circumstance is different from 15 years ago when the adoption of GE crops was relatively small, and non-GE soybean for food grade was easily available in the Midwest of the United States. Now, non-GE soybean is planted only by contract. Industry experts in trading houses need to present their knowledge and experience in the next hearing.
- One member studied the EU model and found that GE foods are almost non-existent in the EU. Soybean is imported as feed. Although food oil is subject to the mandatory GE labeling requirement, there is almost no GE oil in the market. The member reported seeing GE soybean oil in the Netherlands, however.
- Another member echoed that they have not seen many GE products in Europe.
- One member queried, if almost all foods have GE labeling, will consumers still look for non-GE

¹ A list of the Committee Members can be found in JA7067.

foods in Japan?

- One member noted it might be possible to lower the GE threshold to three percent. However, there will be more GE crops in future. Therefore, the Committee should discuss the topic very carefully.
- Finally, one member expressed opposition to "non-GE" labeling.

The material prepared by Ms. Kaori YAMANE, Japan Housewives' Federation.

資料1

遺伝子組換え表示制度に関する検討会ヒアリング 意見

主婦連合会

◆遺伝子組換え表示を必要とする理由は、消費者の知る権利、選択の権利に応えるため

○ 表示は消費者が商品・サービスを選択する際の最も重要な情報。消費者基本法の理念(消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援)、及び食品表示法の基本理念(消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重する)のもと、わかりすく、誤認させない表示とするための見直しを望みます。

<消費者の権利>

消費者が消費生活における基本的な需要が満たされ その健全な生活環境が確保される中で消費者の安全が確保され 商品、サービスを消費者が自主的かつ合理的に選択する機会が確保され 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され 消費者の意見が反映され 並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること

<消費者の自立>

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することが出来 ること

環境の保全に配慮して行わなければならない

<事業者の責務>

消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること

○ 遺伝子組換え表示は、選択に資するための表示として15年前に導入されましたが、表示義務のあるものには遺伝子組換え作物は使われず、義務でないものへの使用が広がり、結果として表示によって選択できる環境でないまま、また制度への理解が進まぬまま現在まで来ました。その間に世界の遺伝子組換え農産物の作付け面積は40倍にも増え、日本が大量の遺伝子組換え作物の輸入国であることも多くの消費者は知らずにいます。

ようやく始まった検討会では、真に知る権利に応え、選択に資する表示とするため の抜本的な見直しを進めることを求めます。

- ◆購入しようとするものが「遺伝子組換え」であるか、否かをシンブルに判断できる表 示制度を望みます
- 今の表示方法は「遺伝子組換え」、「遺伝子組換え不分別」、「遺伝子組換えでない」 (任意表示)の3つですが、実際に「遺伝子組換え」や「遺伝子組換え不分別」といった表示を目にすることは少なく、役に立つ情報ではありません。また、「不分別」といった表現もわかりやすいものとは言えません。

日本では8作物が遺伝子組換え作物として販売流通が認められていますが、遺伝子 組換えである場合に表示義務があるのは、8作物と、それを原料に使用した納豆、豆 腐、味噌など33種類の加工食品に限られ、表示義務の対象でない食用油や醤油など のほとんどが遺伝子組換えあることが消費者から見えません。義務対象のものに「遺 伝子組み換えでない」との記載が多いことから、食品の購入にあたって、遺伝子組み 換えか否かを「選択できている」と考えている消費者も多いようですが、誤解です。 義務を原則すべての食品と飼料とする検討を進めて下さい。

- 現制度は、義務表示品目と任意表示品目では「表示なし」の意味が逆なので、店頭で判断できないという欠陥を抱えています。義務表示品目の表示なしは「遺伝子組み換えではない」を意味し、任意表示品目のサラダ油の表示無しは実質的に「遺伝子組み換え」、または「遺伝組み換え不分別」(つまり混入)を意味しています。消費者へ適切な情報を提供出来ていません。
- ○「含有率が5%以下であれば表示義務なし」「意図しない混入率5%以下は表示義務なし」ですが、国際的にみても許容率は高過ぎます。可能な限り低い値とすべきです。
- ◆遺伝子組換えである場合に、「遺伝子組換え」と表示されることが望ましく、この表示がなければ遺伝子組換えでないことがわかる、という表示制度を望みます。従って、 「遺伝子組換えでない」という表示は必要ないと考えます

わかりやすく誤認させない表示とするために、遺伝子組み換えのものに「遺伝子組 換え」と表示することが望まれます。「組換えでない」といった、その優位性を強調 するような表示は知る権利の保障のためには必要なく、シンプルに使用がわかる表示 を求めます。 ◆最終製品からDNA・たんぱく質が検出できなくとも、輸入時の書類確認等で裏付け は可能であるはずです。義務表示の対象の限定をはずし、遺伝子組換えとそうでない ものが、明確に選別可能な表示制度を望みます。制度の信頼性担保のため、トレーサ ビリティ制度の構築が必要です

検出技術は著しく向上したとも聞きます。国主導で、こうした食に関する研究が進むことも望むところですが、食品事業者や商社が取引の際に確認する書類等により、遺伝子組み換えであるか否か、確認出来るものと考えます。

また、生産から加工、流通、消費までの食品の移動を把握することは正確な表示を 担保し、食の安全の向上のためにも必要です。トレーサビリティ制度の構築を求めま す。

◆誰が・どこで・どのように作ったかがわかる食材を選ぶことや、地域で大切に育まれてきた農作物やその加工品を選ぶことは、国も推奨する消費者の役割であり、食育の観点からも重要です。そのために、食べ物の成り立ちがわかる、選びたいものを選ぶことのできる表示として下さい。

The material prepared by Ms. Mutsuko NIMURA, Japan Consumer Co-Operative Union

遺伝子組換え表示制度に関する検討会 2017年6月20日

遺伝子組換え表示についての「生協の取り組み」と「意見」

日本生活協同組合連合会 組合員活動部 部長 二村 睦子

日本生協連は日本最大の消費者組織です。



コープ商品



遺伝子組換え食品取扱い当初の動き

「厚生省」

1996年秋、ナタネ、大豆、ジャガイモ、トウモロコシなど4作物7品種の安全性を確認したとして、遺伝子組換え作物の輸入が始まった。

「消費者

遺伝子操作という「新しい技術に対する不安」、今までに「食経験がない」、「安全性の確認が不十分ではないか」ということから「商品を選べるようにしてほしい」と表示を求める声が強まった。

「生協.

消費者・組合員の「知る権利」「選ぶ権利」を尊重し、国に「表示の取り 組み」を求める一方で商品への表示について検討を重ね、「ガイドライン (考え方)」をまとめた。

この間の生協の取り組み ~1997年から「消費者の選択」を大切に~

ガイドライン (考え方) 1997年

- 「組合員・消費者の選択性を確保」する立場から、以下を定める。
- 1) 「遺伝子組換え農産物を原料としない」CO・OP商品の開発
- 2) 一方で、遺伝子組換え農産物を食品原料として排除するという 対応は行わない

CO・OP商品の食品表示

- ・ 1999年より自主的な表示基準の運用を開始。
- 法律では科学的検証が出来ないとして表示対象外としている「醤油」や「油」などについて、「消費者の関心が高いもの」であることから事業者が積極的に遺伝子組換え表示をするためのトレーサビリティなどの条件整備を充実させる必要があるとして自主的に表示することとした。

CO·OP商品の遺伝子組換え表示 (自主基準)

 表示対象 (8農産物+33 食品群) については配合率 にかかわらず表示。
 組換えたDNAが検出が

2) 組換スにDNAの検出が 出来ないために表示が 免除されている醤油や 植物油、コーンフレーク について主な原材料 (上位3位で、かつ5%以上)

に限り表示。

 遺伝子組換えでない」場合 も省略せずに表示。 シーサラダ 5 5 g



CO·OP商品の遺伝子組換え表示 (自主基準)

- 1) 表示対象 (8農産物+33 食品群) については配合率 にかかわらず表示。
- 2) 組換えたDNAが検出が 出来ないために表示が 免除されている醤油や 植物油、コーンフレーク について主な原材料 (上位3位で、かつ5%以上) に限り表示。
- 3)「遺伝子組換えでない」場合 も省略せずに表示。



自主基準を設定した当時の状況

(当時の考え)

- ・表示対象品目から醤油や食用油等が除外されたが、これは科学的に検証できない部分であり、検査技術の進展が見られた際には義務対象に切り替えるべきとした。
- 一方で社会的検証による表示を求めることも検討はされたが、 「条件整備」や「コスト」の面から困難性が高い。
- ・除外された部分は事業者が「消費者の選択のため積極的に表示すべきもの」であり、科学的および社会的検証の仕組みづくりを行い対象品目の拡大をする必要がある。

お問い合わせの状況

2015年度食品についてのお問合せ総数は44,147件

「原産地・原料原産地」: 3,457件(6.64%)「添加物」: 524件(1.2%) 「遺伝子組換え」: 190件(0.4%) ⇔ 多くは言葉の意味をたずねるもの

『コーン油(遺伝子組換え不分別)という表示を見て驚きました。今まで遺伝子組換えてないと書かれた商品しか利用したことがなく、生協が遺伝子組換え不分別のものを扱うなんて思ってもいませんでした。遺伝子組換えは体に悪いものですか?』

・「表示していない」=「遺伝子組換え でない」と誤認をしているケースが考え られる。

・油についてはNB商品では表示されて おらず、CO・OP商品では「不分別」と の表示がされているため、表示の意味 を聞かれる。





遺伝子組換え表示を必要とする理由

- ○消費者が食品を選択する時の基準は、おいしさや価格にかぎらず、「健康配慮」「国産志向」「環境配慮」など、「多様化」している。
- ○これらの「選択に資するために必要な表示」のひとつと 考えています。
- ○食品の安全のための表示ではないと認識しています。
- ※安全性担保のしくみは機能していると考えています。 現在、遺伝子組換え食品は、食品安全委員会のリスク評価に基づき、管理されています。

遺伝子組換え表示の優先度

(他の項目と比較して)

○選択のための表示であり、「優先順位」はアレルゲンのような安全性に関する表示事項とは異なる。

(食品表示一元化検討会報告書)

食品表示制度の目的は、食品の「安全性確保」に係る情報が消費者に確実に提供されることを「最優先」とし、これと併せて、「消費者の商品選択」上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されることと位置付けることが適当とされた。

消費者の遺伝子組換え表示の活用方法

- ○選択のための情報ではあるが・・・選べる状況になく、あまり活用出来ていない。
- 1) 商品配置がない (比較対象品が同時に消費者の目に触れることがない)
- 2) 不分別といった表示があまりない
- ※コープ商品においては自主的な表示と商品の取り扱いを 商品開発の中で実施してきた(問い合わせはあまり多くない)。 市場においては豆腐など表示義務対象」のものには「遺伝子組換えてないもの」が使用 され、油などの「表示非対象」のものには「遺伝子組換えのもの」が使われる状況。
- ⇒結果として消費者は遺伝子組換えでないものしか流通していないと「誤解」している可能性がある。 (消費者理解とのズレ)
 (第1回検討会検討会委員から同様の最更加出れている)

遺伝子組換え表示に関する意見・要望

(加工食品における具体的な表示方法を食品表示全体の中でどのように考えるか)

- ○「消費者理解とのズレ」については何らかの 対応が必要。
- これから行われるヒヤリングなどを通じて丁寧に 調査し、現実的な対応を考えてもらいたい。
- ※法律が施行されてから17年が経過しており、大きく遺伝子 組換えを取り巻く状況は変わっている。 (特に原料事情(原料調達の困難さ)は大きく変化)
- ※表示する文字を増加させる方向で検討するのであれば、 個々の表示事項で考えるのではなく、表示全体の見やすさ、 バランスを考えて検討してもらいたい。

消費者向け普及啓発活動の実施状況

- ○遺伝子組換えを取り巻く環境や表示の持つ意味 など十分な理解のための「普及啓発の促進」が必要。
- ※消費者意向調査の結果にも出ているとおり、消費者の理解 や把握が十分でないと思われる。

「原料調達の事情」「遺伝子組換え表示制度」 「飼料を含む行政における安全の取り組み」

(よくわからないものに対する漠然とした不安をどう対処するか)

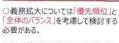
各論)DNA等が検出できるものに限定されていることについて

- ○表示制度は監視可能であることが大切であり、制度 としては科学的検証は「必要不可欠」な部分と考える。
- ○生協は醤油や油などに積極的に任意で表示を行ってきた。
- ○一方で、表示制度が施行されてから17年が経過し、 様々な環境が変わっている。事業者の実行可能性、 社会的ニーズ、表示の優先度(全体のバランス)など 総合的な議論が必要。

各論)対象品目の拡大

- ○今回の検査検証で検出可とされたものについては 表示対象とすることに異論はない。
- ※検出可能なものについては表示対象とするとなっており、制度 検討当時、生協も検査技術の進展が見られた際には義務 対象に切り替えるべきとの発言をしている。
- ※過去に検査が可能になったとしてマッシュポテトが対象品目 追加となった経緯がある。

各論)表示対象原材料 (重量順第3位かつ5%以上)の拡大



○制度が出来た当時とは異なり、行 政の安全を確保するための取り組み や現在の食品表示制度は「アルルヴ ン」や「原料原産地」「栄養成分表 示」などの義務表示事項が増えている 現状を踏まえた整理が必要であると 考えます。

○全ての事業者に義務付ける理由があるのか、「表示スペース」など「見やすさ」は確保できるのかなどといった総合的に「表示全体」から検討をすべきと考えます。



各論) 意図せざる混入率 (5%) の引き下げ

- ○この表示の位置づけを明確にした上で以下の点について 慎重に議論すべき。
- ○引き下げた場合、どういった影響が出るのか、社会影響 として、「メリット」と「デメリット」をあげたうえで、議論すべき。
- ○「実行性」を十分に考慮した上での検討をしてもらいたい。
- ○ただ、一方で気になる人にとっては「下げること」がポイント ではなく、「入っていないこと」がポイントとも言える。まずは 理解することが必要。

The material prepared by Ms. AYASE, Consumer Union of Japan (http://www.nishoren.org/en/)

資料3

遺伝子組み換え表示制度について

特定非営利活動法人日本消費者連盟

1. 消費者は遺伝子組み換え原料の使用の有無を知りたい

自分が食べているものを知りたいという消費者の声は、遺伝子組み換え食品が登場した 1996 年から現在まで根強いものがあります。

2007年に遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーンなどが行った「遺伝子組み換え食品表示の法改正を求めます」署名は約16万8000筆、2015年に日本消費者連盟と遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーンが行った「すべての遺伝子組み換え食品に表示を求めます」署名は約19万8000筆に達しました。

●2007 年署名の要求事項

- ・全食品を遺伝子組み換え表示対象とすること (油やしょう油なども)
- ・意図せざる混入の許容率を引き下げること
- ・動物用の飼料も表示すること (ペットのえさも含む)
- ●2015 年署名の要請事項
- ・すべての遺伝子組み換え食品・飼料への表示の義務化を求めます
- ・意図しない混入率はEU並みの 0.9%未満へと厳格化してください

2. 現行の遺伝子組み換え表示制度の問題点

何よりも表示義務の対象品目が限られているのは問題です。表示義務の対象となっている 33 食品群を覚えることはほとんど不可能ですし、仮に覚えたとしても、普段の買い物はその 33 食品群だけで済ませられるわけでありません。遺伝子組み換え食品を食べたくないと考える消費者にとって、ほとんど参考にならない制度です。義務表示の対象品目を増やしていくという形での制度改正は、覚えなければならない品目が増えるだけで、何の解決にもならないことを追加しておきます。

意図せざる混入率5%は高すぎます。海外に目を転じると、EU0.9%、オーストラリア・ニュージーランド1%、韓国3%となっており、日本の高さが目立っています。さらに、意図せざる混入の場合、5%以下なら「遺伝子組み換えで

ない」と表示できるのも問題です。「遺伝子組み換えでない」という表示をみれば、このルールを知らない消費者は「この食品には遺伝子組み換え原料は入っていない」と判断するでしょう。ところが、実際は入っている可能性があるわけです。消費者を誤解させる表示と言えます。

「遺伝子組換え不分別」という表示を正しく理解している消費者はきわめて少ないと考えます。表示というのは、見て理解できなければ意味がありません。「不分別」表示では、遺伝子組み換え原料を使っているか使っていないか分かりません。消費者を惑わすあいまいな表示です。

3. 消費者が望む遺伝子組み換え表示制度

消費者は自分の目で見て、知って、そして選ぶことができる表示を望んでいます。誤解しない、誤解させられない表示の制度として、以下を求めます。

- ・すべての食品を義務表示の対象とする
- ・意図せざる混入率はEU並みの 0.9%に引き下げる

4. 表示は消費者の権利を保障するもの

食べものは私たちのからだをつくる大切なものです。"いのちの糧"である食べものの由来を知りたいと考えるのは当然ではないでしょうか。それを表示しない、知らせないというのはおかしい。

すべての食品を義務表示の対象とし、意図せざる混入率を 0.9%に引き下げてください。 E U でできているなら、日本でも可能なはずです。

消費者には「知る権利」「選ぶ権利」があります。消費者の権利を保障する遺伝子組み換え表示制度に改正することを強く求めます。

以上

The material prepared by Ms. Maki MORITA, Consultant

第2回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 消費者団体等のヒアリング

资料 4

2017年6月20日 消費生活コンサルタント 森田満樹

- 1. 遺伝子組換え食品表示の現状について
- 2. どのような表示制度が望ましいか

1. 遺伝子組換え食品表示の現状について

① 現行制度の義務表示をほとんど見かけない

店頭でよく見かけるのは、任意表示の非組換え表示と、一部の事業者が自主的に取り組ん でいる不分別表示であり、義務表示はほとんど見かけない、消費者が現行の表示制度を理 解していれば任意表示のものから選ぶことは可能だが、現状は表示制度の理解度は低く(+)、 消費者の退却は困難な水沢にある。

- ② 任意表示「遺伝子組換えではない」が誤認を招くことがある EUなどでに遺伝子組換えではない」と表示するためには、「意図せざる混入率」とは別に、 さらに厳い、混入率(ドイツでは0.196未満、韓国は096など)が設けられている。しかし、日本 では5%以下であれば「非組み換え」と表示できてしまうため、誤認を招くことがある。
- ③ 義務対象(33加工食品群)以外の任意表示の妥当性は? 現在、しょうゆや異性化糖に「遺伝子組換えではない」と任意表示されている商品があるが、 最終製品の科学的検証が不可能な食品の場合にどこまで確認されているのか不明である。 また任意表示のため、事業を言しまって書けるものだけ書いていたり、商品によって表示方法が ばらばらだったりと、全てを義務化するには実行可能性のハードルが高いことがわかる。

*2017年4月消費者庁「遺伝子和換え食品に関する消費者意向調査」より 表示義務対象品目に関する認知度や DNA等が検出できない品目を表示不要とすることに関する認知度は約3割

店頭で見かける遺伝子組換え表示 蘇務喪示の節用 遺伝子組換えではない(任意 表示) 遺伝子組換 遺伝子組換え不分別 ほとんど見 かけない とてもよく見かける(豆腐など) ほとんど見かけない(コーンスターチなど 務対象 33品目で ルディスカウント) マッシュボテト 名和ノもめんとうぶ、 原材料名/東大豆(鹿児島県産・ 遺伝子組積えでない)・凝固剤(塩 化マグネシウム) : 乾燥マッシュポテト : 乾燥じゃかいも(遺伝子組換え不分別). 香 化制、安定剤(ピロリン酸Na). 酸化防止す シンC,クエン酸)、保存料(亜硫酸塩) : 500g(4袋×125g) 主要原 大学(上位 3位かつ5号 以上) 組換えら れたDNA 等が検 出できな 見かけない 一部のPB商品で自主表示(植物油、マ ガリンなど)をよく見かける 一部のPB商品や、しょうゆで自 主表示をよく見かける 食用調合:油 食用なたね:油(適任子組費人不分別 食用大豆:油(適任子組費人不分別) 食用と365ごし油(遺伝子組費人不分別) こいくちしょうゆ(本観造) 観覧加工大豆(遺伝子組換えで知り 小麦食塩、大豆(遺伝子組換えで知り い(任意 表示) 主要原 見かけない 一部のPB商品で自主表示で見かける -部のPB商品で見かける 材料では ない場合 ●乳化剤(大豆):遊伝子組換え不分別 (遺伝子組換え大豆が含まれる可能性があります。) 熱力を受ける。 動力を表した。 動力を表した。 を表した。 動力を表した。 を表した。 をまた。 を表した。 を表した。 を表した。 をまた。 をまた。

店頭では任意表示「組換えでない」表示が最も多く、任意表示「不分別」表示に積極的に 取り組んでいる事業者もいる。気になる消費者はそこから選ぶこともできる。

諸外国の遺伝子組換え食品表示制度・NON-GMO表示の考え方と関値

	日本	EU	神 頌	オーストラリア・ニュージーランド
表示の基本的 な考え方	導入されたDNAやたん ばく質が最終製品に残 るものを対象とする	遺伝子級換え農産物が用 いられた全食品を対象と し、トレーサビリティに より確認する	導入されたDNAやたんぱ く質が最終製品に残るも のを対象とする	導入されたDNAやたんぱ く質が最終製品に残るも のを対象とする
表示対象品目	8赛盛物33加工食品	遺伝子級換え最度物を含むもの、遺伝子級換え員 度物から製造されたもの 全て	6農産物27食品	導入されたDNA等が残る GR作物と加工食品
前などの表示	対象外	義務表示	対象外	对象外
表示が免除される意図せざ る混入率	5%	0.9%	3%	1%
表示の範囲	原材料の重量に占める 割合が真い原材料の上 位3位まで、かつ原材料 及び版加物の重量に占 める割合が5%以上のも の	規定なし(全ての原材料 で、部加物も対象とな る)	全ての原材料	規定なし
Non-GRO表示	分別管理されて5%未満 を満たせば「遺伝子組 換えではない」等の任 意表示が可能	EUとして規定はないが、 各国が国内法で規定して いる。原則禁止している 国もある。	今回の改訂で4つの Non-GNO表示を認める ことに、ただし非意図的 混入は認めない	直接の規定はないが、公 正取引法での引途規定さ れている
NON-GHO表示 が認められる 関値	5%未讀	フランス・ドイツは 0、1%未満	0%	突費0%

2. 消費者にとってどのような表示が望ましいか

① 消費者の選択の機会を確保する表示

食品表示法の目的は、「食品を摂取する際の安全性の確保」「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」がある。遺伝子網接え食品表示は後者に位置づけられるが、現行制度では選択の機会が十分に確保されていない。その観点から義務表示対象品目の拡大の検討が求められるが、その際には実行可能性など「食品表示一元化検討会報告書」の基本的な考え方(次ページ)を踏まえるべきである。

② 正しい表示・検証可能な表示

表示は内容に偽りがないか、きちんと検証できる表示でなければならない。

③ 誤認を招かない表示

消費者の誤認を招かないよう「意図せざる混入率」を現行の5%から下げることができるか、また「遺伝子組換えてはない」と表示できる新たな混入率を別途設けることができるか、実態を踏まえたうえで検討が必要である。

④ わかりやすい表示

食品表示は「消費者にとって見やすく、その内容が理解しやすく、消費者が活用できること」 が望ましい。

消費者庁「食品表示一元化検討会報告書」(2012年8月公表)の 基本的な考え方を参考にして、検討してほしい

報告書「2. 新たな食品表示制度の基本的な考え方」より

- 1) 食品の安全性確保に関わらない事項については、表示の義務付けを検討するに当たり、個々の消費者にとっての重要性は消費者によって異なることに留意すべきである。表示にはコストがかかり、その情報を求めていない消費者が、コスト増を負担することになる。このため、消費者にとってどのような情報が必要か否かを、よく検証すること。(消費者の表示ニーズ)
- 2) 表示を義務付ける以上、基本的に、規模の大小を問わず全ての事業者が実行可能なものであるか否か、また、表示内容が正しいか、事後的に検証可能なものであるか否かの検討が必要である。(実行可能性・検証可能性)
- 行可能なものであるからか、また、表示内容が止しいか、事後的に検証可能なものであるからかの検討が必要である。(実行可能性・酸圧可能性) 消費者への情報提供を充実させていく上で、商品の容器包装への表示だけ でなく代替的な手段によって商品に関する情報提供を充実させた方が良い のか、検討する。(代替的手段による情報提供 4) 事業者の実行可能性に影響を及ぼすような供給コストの増加があるのか、
- 4) 事業者の実行可能性に影響を及ぼすような供給コストの増加があるのか、 さらに、監視コストその他の社会コストなど総合的に勘案した上で、消費者に とつてのメリットとデメリットをバランスさせていくことが重要である。(コストと のバランス)

表示内容が正しいか、事後的に検証可能か

- ① 「意図せざる混入率」5%を引下げた場合の検証は可能か? 日本はEUとは異なりGM作物の輸入量が多く、混入率も高い。引き下げた場合に、 混入率が正しいかどうか確認するためには、定性検査と定量検査を組み合わせて行 う必要がある。スタック品種が増える中で事業者の実行可能性はどの程度か。現実的 な監視・執行は可能か。
- ② 最終製品で組換えられたDNA等が検出できない食品について、表示をする場合の検証は?

油やしょうゆなど表示する場合は、IPハンドリング証明書とともに、原料段階の検証がどこまで必要となるのか。事業者、監視執行の検証は可能か。

③ IPハンドリング証明書はどこまで入手可能か?

遺伝子組換え食品表示は、IPハンドリング証明書の有無がポイントとなる。対象品目が拡大する場合に、これまで非栽培国で新たに証明書発行が必要となるケースがどのくらいあるのか。国際貿易上、そのような証明書発行は可能か。内容の検証は?

義務表示を拡大するためには、表示内容が正しいか検証できる仕組みが重要 となる。以上の点について、今後の事業者のヒアリング等で検討してほしい。

わかりやすい表示という点から考えると・・・

- 1) EU制度のように対象品目を拡大すると、油、しょうゆ、果糖ぶどう糖液糖、水あめ、砂糖、植物性たん白、乳化剤など表示対象品目が大幅に増える。
- 2) 液糖などは、原材料名だけではどの作物がGM表示対象かわからないので、カッコで何が遺伝子組換えか(とうもろこし)などと情報提供が必要となり、原材料の中身まで展開して詳しく表示しなければならなくなる。
- 原料原産地表示の義務化もあり、原材料名のカッコの中がさらに複雑で わかりにくくなる。

あるアイスキャンディーの表示 (現行表示制度による)

原材料名 砂糖、果糖ぶどう 糖液糖、りんご果汁、植物油 脂、水あめ/安定剤、酸味料、 乳化剤(一部に大豆・りんご を含む)



EUのように、 全て表示す ることにな 原材料名 砂糖(国内製造、てんさい(遺伝子組換えではない))、果糖 ぶどう糖液糖(とうもろこし(遺伝子組 換え不分別))、りんご果汁、植物油 脂(とうもろこし油(遺伝子組換え不 分別)、大豆油(遺伝子組換え不分 別))、水あめ(ばれいしょ(遺伝子組 換えではない))欠定利、酸味料、 乳化剤(大豆(遺伝子組換え不分 別)(一部に大豆・りんごを含む)

食品表示法の基本理念 (第3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本 法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利 (安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供) の尊重と消費者の自立の支援を基本とする。
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連 事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮する

消費者の権利として消費者が選択できるようにすることが大事だが、あわせて小規模事業者への影響の配慮も必要。

まとめ:遺伝子組換え食品制度をどう見直すか

- 1. 対象品目は、表示の信頼性、実行可能性、事後検証性、国際整合性の観点から、これまでどおり組み換えられたDNA等が検出できるものを原則とする。
- 2. <u>意図せざる混入率</u>について、スタック品種の増加による検査コストの上昇なども踏まえて、十分に検討してほしい。
- 3. 「遺伝子組換えでない」と表示するための混入率について、消費者を誤認させない観点から、新たに検討してはどうか。
- 4. 消費者の選択の機会を増やすために、事業者の自主的な取り組みを促すようなガイドライン(たとえばかつて農林水産省が定めた外食の原料原産地表示ガイドラインのように、事業者が取り組みやすい共通ルールを定めるもの)を検討してはどうか。
- 5. 表示は容器包装だけでなく、問い合わせ対応、インターネットや電子コード等の利用など、表示以外の代替方法として新しい情報提供のあり方の可能性を探る。
- 6. 食品表示法の基本理念にある「消費者の自立の支援」のためには、表示を見て活用できるような消費者教育が必要である。